

令和6年（2024年）12月紀北町議会定例会会議録

第 1 号

招集年月日 令和6年12月10日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 令和6年12月10日（火）

出席議員

1番 脇 昭 博

3番 岡 村 哲 雄

5番 原 隆 伸

7番 奥 村 仁

9番 太 田 哲 生

11番 近 澤 チヅル

13番 家 崎 仁 行

2番 宮 地 忍

4番 大 西 瑞 香

6番 東 篤 布

8番 樋 口 泰 生

10番 瀧 本 攻

12番 入 江 康 仁

14番 平 野 隆 久

欠席議員

なし

遅刻議員

6番 東 篤 布

地方自治法第121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾 上 壽 一	副 町 長	中 場 幹
会 計 管 理 者	宮 本 忠 宜	総 務 課 長	水 谷 法 夫
財 政 課 長	上ノ坊 健 二	危機管理課長	家 倉 義 光
企 画 課 長	上 村 毅	税 務 課 長	直 江 憲 樹
住 民 課 長	世 古 基 樹	福祉保健課長	直 江 和 哉
老人ホーム 赤羽寮長	東 雅 人	環境管理課長	垣 内 洋 人
農林水産課長	高 芝 健 司	商工観光課長	岩 見 建 志
建 設 課 長	井 土 誠	水 道 課 長	宮 原 優
海山総合支所長	玉 本 真 也	教 育 長	中 井 克 佳
学校教育課長	直 江 仁	生涯学習課長	長 井 裕 悟
監 査 委 員	加 藤 克 英		

職務の為出席者

議会事務局長	上 野 隆 志	書 記	鶴 田 博 樹
書 記	源 口 晴 子	書 記	佐々木 猛

提 出 議 案 別紙のとおり

会議録署名議員

11番 近 澤 チヅル	13番 家 崎 仁 行
-------------	-------------

議事の顚末 次のとおり記載する。

入江康仁議長

皆さん、おはようございます。

開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

去る12月2日に、新しい紀北町議会の組織が構成され、新たにスタートをするところですが、議会といたしましては、住民を代表する意思決定機関としての使命を果たすために、最善の努力をしていきたいと考えております。

また、議員各位におかれましては、円滑な議事運営にご協力いただくとともに、慎重なるご審議をお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

それでは、ただいまから令和6年12月紀北町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であり、定足数に達しております。

また、6番 東篤布議員から所用のため遅刻との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

会期日程並びに議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

なお、今期定例会において、議会放送番組収録のため、ZTV及び企画課職員による撮影等を許可することにいたします。

それでは、会期日程並びに議事日程を議会事務局長に朗読させます。

上野議会事務局長。

上野隆志議会事務局長

おはようございます。

それでは、会期日程及び議事日程を朗読させていただきます。

令和6年12月紀北町議会定例会会期日程表

第1日、12月10日、火曜日、9時30分、本会議。開会、議案上程、説明、質疑、委員会付託。

第2日、12月11日、水曜日、休会。常任委員会予定日。

第3日、12月12日、木曜日、休会。常任委員会予定日。

第4日、12月13日、金曜日、休会。常任委員会予備日。

第5日、12月14日、土曜日、休日。

第6日、12月15日、日曜日、休日。

第7日、12月16日、月曜日、休会。常任委員会予備日。

第8日、12月17日、火曜日、9時30分、本会議。一般質問。

第9日、12月18日、水曜日、9時30分、本会議。一般質問。

第10日、12月19日、木曜日、休会、予備日。

第11日、12月20日、金曜日、9時30分、本会議。委員長報告、質疑、討論、採決、閉会でございます。

次に、議事日程を朗読させていただきます。

令和6年12月紀北町議会定例会議事日程（第1号）

令和6年12月10日（火曜日）9時30分開議

- | | |
|------------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | 会期の決定 |
| 第3 | 諸般の報告 |
| 第4 | 行政報告 |
| 第5 議案第62号 | 紀北町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について |
| 第6 議案第63号 | 紀北町総合支所条例の一部を改正する条例 |
| 第7 議案第64号 | 紀北町公告式条例の一部を改正する条例 |
| 第8 議案第65号 | 紀北町印鑑条例の一部を改正する条例 |
| 第9 議案第66号 | 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 第10 議案第67号 | 紀北町普通河川管理条例の一部を改正する条例 |
| 第11 議案第68号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 |
| 第12 議案第69号 | 紀北町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第13 議案第70号 | 汐ノ津呂排水機場整備工事（その1）請負変更契約の締結について |
| 第14 議案第71号 | 令和6年度紀北町一般会計補正予算（第4号） |
| 第15 議案第72号 | 令和6年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号） |
| 第16 議案第73号 | 令和6年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |

第17 議案第74号 令和6年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

第18 議案第75号 令和6年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）

第19 請願案件

以上でございます。

入江康仁議長

これより日程に従い議事に入ります。

日程第1

入江康仁議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

11番 近澤チヅル議員

13番 家崎仁行議員

のご両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2

入江康仁議長

次に、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日12月10日から12月20日までの11日間といたしたいと思いますが、
ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日12月10日から12月20日までの11日間とすることに決定をいたしました。

日程第3

入江康仁議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る12月2日に議会運営委員会が開催され、12月定例会に係る運営等について協議が行われました。その確認事項についてご報告申し上げます。

まず、付議事件であります。本定例会に提出され、受理した案件は、条例改正や補正予算等の議案14件となっております。

請願・陳情案件については、請願2件を受理しており、所管の委員会に付託することの確認をいただいております。陳情1件は、町外からのものであるため、議員の棚に配付をしております。

また、本定例会中に、人事院勧告に伴う条例改正及び補正予算の追加上程の申し出が町長からありましたので、取扱いが決まった際には、よろしくお願いいたします。

次に、一般質問についてであります。11月26日から12月2日までの提出期間内に、6人の議員から通告書が提出されました。日程については、17日火曜日に3人、18日水曜日に3人ということで、2日間で運営させていただきたいと考えております。

次に、一部事務組合等議会の開催であります。三重紀北消防組合議会は、12月24日火曜日、午前10時から、紀北広域連合議会は、同日、午後1時30分から、荷坂やすらぎ苑組合議会は、12月26日木曜日、午前10時からそれぞれ開催の予定であります。組合議会等議員におかれましては、ご出席くださりますようお願いを申し上げます。

次に、慶弔関係であります。元海山町議会議員の北村藤生氏が、9月15日にご逝去されました。北村氏におかれましては、昭和57年の選挙で海山町議会議員に初当選し、平成10年12月16日までの間、4期16年にわたり、町議会議員として町の発展に多大なご尽力を賜りましたことに感謝を申し上げますとともに、心からご冥福をお祈りいたします。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求

めましたところ、尾上町長はじめ、中井教育長、加藤監査委員、その他関係課長等の出席がありましたので、ご報告を申し上げます。

次に、常任委員会の開催についてであります。11日と12日の2日間で常任委員会の開催を予定しております。開催日については、委員長において調整を行っていただき、本日の会議の終わりに報告させていただきたいと考えております。

また、常任委員会における審査についてですが、一般会計補正予算中、人件費の部分については昨年と同様、総務産業常任委員会での審査となりますので、よろしくお願いをいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4

入江康仁議長

次に、日程第4 行政報告について、町長から申し出がありましたので、許可することいたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

本日は議会定例会の開催要請をさせていただきましたところ、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

早速ではございますが、本議会定例会に当たりまして、2件の行政報告をさせていただきます。

まず、「健康寿命をのばそう！アワード」での「健康・生活衛生局長優良賞受賞」についてでございます。

厚生労働省とスポーツ庁が共催し、全国の健康増進、生活習慣病予防への優れた取り組み事例を表彰する、「健康寿命をのばそう！アワード」におきまして、令和6年11月29日に「みんなでいこか！総合けんしん」が「厚生労働省 健康・生活衛生局長優良賞」を受賞いたしました。

国保特定健診、後期高齢者健診、若者健診とがん検診を1か所で無料や低額で受診できる環境を整備することで、受診者が倍増し、町民の皆様の健康寿命の延伸、健康意識の向上、医療費の削減などの成果について、高い評価をいただくことができました。

これもひとえに、町民の皆様の健診事業に対するご理解の賜物であり、元気づくり推進員をはじめとする、関係各位のご努力のおかげでございます。今後も引き続き、町民の皆様の健康を守るため事業を推進してまいります。

続きまして、「年末きいながしま港市」の開催についてでございます。

恒例の「年末きいながしま港市」を、本年も12月21日土曜日から30日月曜日までの10日間、紀伊長島港内特設会場におきまして、開催すると、実行委員会からご報告をいただきました。

昨年は、5万2,000人と大変多くの皆様にご来場いただいております。「年末きいながしま港市」は三重県内でも最大級の市でございます。

本年も、鮮魚や干物など多くの特産品や、七輪コーナーも準備いたしており、会場にて紀北町の味覚をご堪能していただけますので、議員の皆様をはじめ、町民の皆様のご来場をお待ちいたしております。

以上、2件をご報告いたしまして、本日の会議に当たりましての行政報告とさせていただきます。ありがとうございます。

入江康仁議長

以上で行政報告を終わります。

日程第5～日程第18

入江康仁議長

それでは、議案の審議に入ります。

お諮りします。

日程第5 議案第62号から日程第18 議案第75号までの14件については、提案者から提案理由並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求めることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、議案14件については、一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定いたしました。

それでは、最初に提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本議会定例会に上程をいたしました議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第62号 紀北町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についてであります。紀北町の特定の事務を取り扱う郵便局を指定するにあたり、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第63号 紀北町総合支所条例の一部を改正する条例であります。出張所業務を郵便局へ委託することに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第64号 紀北町公告式条例の一部を改正する条例であります。紀北町総合支所条例の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第65号 紀北町印鑑条例の一部を改正する条例であります。印鑑登録証明書の交付機器の追加に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第66号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。国民健康保険料の賦課方式について、令和7年度から資産割額を廃止することに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第67号 紀北町普通河川管理条例の一部を改正する条例であります。刑法等の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第68号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例であります。刑法等の改正に伴い、本条例を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第69号 紀北町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例であります。水道法等の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第70号 汐ノ津呂排水機場整備工事（その1）請負変更契約の締結についてであります。汐ノ津呂排水機場整備工事（その1）において、工事内容に変更が生じたため、工事請負変更契約を締結するにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第71号 令和6年度紀北町一般会計補正予算（第4号）であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億2,568万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ115億8,509万円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第72号 令和6年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億188万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ20億64万7,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第73号 令和6年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ37万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ6億8,947万8,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第74号 令和6年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ537万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億7万2,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第75号 令和6年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）であります。収益的収入につきましては24万円を増額し、総額を3億7,931万1,000円に、収益的支出につきましては86万円を増額し、総額を3億6,863万5,000円に、資本的収入につきましては8万円を増額し、総額を1億8,970万2,000円に、資本的支出につきましては16万8,000円を増額し、総額を2億9,659万2,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

以上、14件の議案につきまして提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明をいたさせます。

何とぞ慎重審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

議長、訂正をお願いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議案第68号において、読み間違いがございました。訂正をお願いします。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例であります、
「刑法等の改正に伴い、本条例を制定する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります」に、訂正をお願い申し上げます。

入江康仁議長

続いて、各議案の内容説明を求めます。

まず、議案第62号及び議案第63号の説明を求めます。

世古住民課長。

世古基樹住民課長

議案第62号 紀北町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定につきまして、ご説明させていただきます。

議案書1ページをお願いします。

議案第62号 紀北町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）
第3条第1項の規定により、別紙のとおり紀北町の特定の事務を取り扱う郵便局を指定する。

令和6年12月10日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

紀北町の特定の事務を取り扱う郵便局を指定するにあたり、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第3項の規定に基づき、議会の議決が必要なためであります。

このたびの内容でございますが、町内5か所の出張所で行っている業務を、今後は、町内8か所の郵便局に業務委託をするにあたり、議会の議決が必要なためであります。

各出張所での業務は、令和7年3月31日まで行い、令和7年4月から郵便局での委託業務が本格実施しますが、郵便局での実証期間が必要となりますので、期間の指定を令和7年3月1日からにさせていただきました。

2 ページをお願いします。

1 指定する郵便局、海山郵便局、海山相賀郵便局、桂城郵便局、船津郵便局、三野瀬郵便局、紀伊島原郵便局、紀伊長島郵便局、紀伊東長島郵便局の 8 か所の郵便局であります。

2 郵便局の取扱い事務でございますが、住民票、戸籍謄本、印鑑登録証明書等の公的証明書の交付や水道の開栓などの受付事務で、基本的には現在出張所で行っている事務を引き続き取り扱っていきます。

3 指定の期間でございますが、令和 7 年 3 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとし、当該指定期間の満了の 3 か月前までに町及び日本郵便株式会社のいずれも受託事務の取扱いを廃止する旨の意思表示をしないときは、当該指定期間をさらに 1 年延長することとします。

4 協定としまして、委託事務の取扱いに関し必要な事項については、町と日本郵便株式会社が合意の上、定めるものとします。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 63 号 紀北町総合支所条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明させていただきます。

議案書 3 ページをお願いします。

議案第 63 号 紀北町総合支所条例の一部を改正する条例

紀北町総合支所条例（平成 17 年紀北町条例第 10 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 6 年 12 月 10 日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

出張所業務を郵便局へ委託することに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。このたびの改正でございますが、5 か所の出張所で行っている業務を町内 8 か所の郵便局に業務委託をすることに伴い、令和 7 年 3 月 31 日で各出張所を廃止するものであります。

4 ページをお願いします。

4 ページは改正文でございます。

5 ページをお願いします。

こちらの新旧対照表にて説明させていただきます。

左側が改正条文となります。第 3 条の出張所について、全文を削るものでございます。

4 ページの改正文にお戻りください。

附則のとおり、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第64号の説明を求めます。

水谷総務課長。

水谷法夫総務課長

議案第64号 紀北町公告式条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

議案書の 6 ページをお願いいたします。

議案第64号 紀北町公告式条例の一部を改正する条例

紀北町公告式条例（平成17年紀北町条例第 3 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 6 年12月10日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由でございますが、先ほど説明のありました、紀北町総合支所条例の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

7 ページをお願いいたします。

改正文で、本条例は附則により、令和 7 年 4 月 1 日から施行するとしています。

改正内容は新旧対照表で説明いたします。

8 ページをお願いいたします。

施設の名称が、出張所の廃止に伴い、「三野瀬出張所掲示場」を「三野瀬掲示場」に、引本、船津、桂城も同様の改正で、中段の「赤羽会館掲示場」の改正は名称を統一するための改正であります。

以上、議案第64号の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第65号の説明を求めます。

上村企画課長。

上村毅企画課長

議案第65号について、ご説明させていただきます。

議案書 9 ページをお願いいたします。

議案第65号 紀北町印鑑条例の一部を改正する条例

紀北町印鑑条例（平成17年紀北町条例第16号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 6 年12月10日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

印鑑登録証明書の交付機器の追加に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

改正内容につきましては、現在、マイナンバーカードを使用しコンビニエンスストアで民間事業者が設置した端末機を使用し、印鑑証明書を発行していますが、今回庁舎内にも端末機を設置してマイナンバーカードを使用し、印鑑証明書の交付をいたしたく、条例の改正を行うものでございます。

10ページをお願いいたします。

改め文と施行日でございます。

この条例の施行日は公布の日からとするものでございます。

それでは、内容につきまして、新旧対照表で説明させていただきます。

11ページをお願いいたします。

第13条の下段の下線部、「民間端末機」と「民間事業者が設置する」の「民間」と「民間事業者」の部分削除し、「端末機」とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第66号の説明を求めます。

世古住民課長。

世古基樹住民課長

議案第66号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明させていただきます。

議案書12ページをご覧ください。

議案第66号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例

紀北町国民健康保険条例（平成17年紀北町条例第103号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年12月10日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

国民健康保険料の賦課方式について、令和7年度から資産割額を廃止することに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

このたびの改正でございますが、本町の国民健康保険料は所得割、資産割、均等割、平等割の4方式で賦課を行っていますが、令和7年度から資産割をなくし賦課方式を3方式に変更することに伴う改正でございます。

13ページをお願いします。

13ページは改正文でございます。

14ページをお願いします。

こちらの新旧対照表にて説明させていただきます。

左側が改正条文となります。

国民健康保険料は基礎賦課額、後期高齢者への支援となる後期高齢者支援金等賦課額、40歳以上の方が対象となる介護納付金賦課額の合計額となっております。

今回の改正では、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額に係る資産割額の保険料算定について、資産割をなくすことにより項及び号の削除を行う改正に加え、資産割をなくすため、同じ応能割である所得割に資産割の賦課割合分を加える改正となります。

国民健康保険料の賦課方式は、所得割、資産割を応能割と呼び、平等割、均等割を応益割と呼んでおります。賦課の割合は、市町村の実情に応じて、おおむね応能割で50%、応益割で50%としています。

第17条第1項第1号では、基礎賦課額の所得割を「100分の35」から「100分の50」へ改めます。

15ページをお願いします。

第22条の6第1項第1号では、後期高齢者支援金等賦課額の所得割を「100分の35」から「100分の50」へ改めます。

16ページをお願いします。

第27条第1項第1号では、介護納付金賦課額の所得割を「100分の40」から「100分の50」へ改めるものでございます。

13ページの改正文にお戻りください。

附則第1項のとおり、令和7年4月1日から施行するもので、第2項については経過措置を定めたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第67号の説明を求めます。

井土建設課長。

井土誠建設課長

それでは、議案第67号 紀北町普通河川管理条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

議案書17ページをご覧ください。

議案第67号 紀北町普通河川管理条例の一部を改正する条例

紀北町普通河川管理条例（平成17年紀北町条例第142号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年12月10日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

刑法等の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

まず、条例改正の背景ですが、刑法等の一部を改正する法律が令和4年に成立し、令和7年6月1日に施行されることになりました。この改正により、懲役や禁錮という表現が新たに拘禁刑に改められました。その趣旨は、各受刑者の特性に応じ、その改善、更生及び再犯防止を図るために、より柔軟な処遇の実施を可能にしようとするものです。

なお、刑法等の一部を改正する法律では、拘禁刑の創設のほか、執行猶予制度の拡充や侮辱罪の法定刑の引上げが盛り込まれています。

この刑法等の一部を改正する法律の施行により、関係条例の整理に関する条例がこの後の議案第68号にて制定されることに伴い、検察庁や関係機関との協議を行った結果、紀北町普通河川管理条例の一部を改正する必要性が生じたものでございます。

18ページをご覧ください。

こちらは、条例の一部を改正する条例の改正文などでございます。

本条例の改正につきましては、附則により公布の日から施行するものとしています。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。

19ページをお願いいたします。

新旧対照表の左が新条例、右が旧条例でございます。

第4条の1項から第13条の1項7号までは、文言の改正でございます。一番下の第14条の罰則につきましては、検察庁との協議により1項の「次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は10万円以下の罰金若しくは科料に処する。」を「次の各号のいずれかに該当する者は、6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料に処する。」に改正するもので、こちらは上位法令である河川法に準ずる改正を行うものでございます。

次に、1号から3号につきましては、具体的に何をすれば構成要件に該当するか不明確であり、構成要件を絞って明確にすべきとの指摘から、今回の改正で、1号で本条3条の禁止事項の規定に違反した者を規定し、2号から7号で4条の許可事項の各号の規定に違反した場合を明確にいたしました。このことにより、罰則規定の構成要件を明確にしたものでございます。

次に、第15条は文言の訂正でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第68号の説明を求めます。

水谷総務課長。

水谷法夫総務課長

議案第68号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、説明させていただきます。

議案書の21ページをお願いいたします。

議案第68号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年12月10日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由でございますが、刑法等の改正に伴い、本条例を制定する必要性が生じたためであります。

刑法等の改正により改正が必要となりました条例は、9 条例であります。字句等の改正で
あり、内容の変更はありません。

22ページをお願いいたします。

22ページから23ページは改正文で、23ページをご覧ください。

本条例は、附則第1 項により、刑法等の一部を改正する法律の施行の日から施行するとし
ています。第2 項から第5 項は、経過措置であります。

改正内容は新旧対照表で説明いたします。

25ページをお願いいたします。

紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。第26条、第
27条ともに、「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものであります。

27ページをお願いいたします。

紀北町普通河川管理条例の一部を改正する条例であります。「懲役」を「拘禁刑」に改
めるものであります。

28ページをお願いいたします。

紀北町消防団条例の一部を改正する条例であります。「禁錮」を「拘禁刑」に改めるも
のであります。

29ページをお願いいたします。

紀北町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例であり
ますが、「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものであります。

30ページをお願いいたします。

紀北町水道水源保護条例の一部を改正する条例であります。両罰規定に係る罰則の条文
を法律に合わせ、「該当するときは、その違反行為をした者」とし、「者」を「とき」に改
め、「懲役」を「拘禁刑」に改めるものであります。

31ページをお願いいたします。

紀北町行政不服審査会条例の一部を改正する条例であります。「懲役」を「拘禁刑」に
改めるものであります。

32ページをお願いいたします。

紀北町生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例であります。両罰規定に係る
罰則の条文を法律に合わせ、第28条は「違反した」、第29条及び第30条は「着手した」、第
31条は「該当するときは、その違反行為をした者」とし、「懲役」を「拘禁刑」に改めるも

のであります。

33ページをお願いいたします。

紀北町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例であります、「懲役」を「拘禁刑」に改めるものであります。

34ページをお願いいたします。

紀北町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例であります、「懲役」を「拘禁刑」に改めるものであります。

以上で議案第68号の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第69号の説明を求めます。

宮原水道課長。

宮原優水道課長

それでは、議案第69号 紀北町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。

議案書の35ページをお願いいたします。

議案第69号 紀北町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

紀北町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年紀北町条例第20号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年12月10日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

水道法等の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

今回の改正につきましては、水道整備・管理行政に携わる職員数の減少に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の確保を目的に、学歴及び学科要件の追加や、技術上の実務経験年数の見直し等が行われたことによる水道法施行令の改正に伴うものと、旧制学校の卒業規定については、水道法施行令に統一するための追加をさせていただくものでございます。

36ページをお願いいたします。

このページは改正文と附則でございます。

附則でございますが、施行期日については37ページ最下段でございますが、令和7年4月1日から施行することと規定しております。

38ページをお願いいたします。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明させていただきます。

なお、本改正につきましては、学歴による課程やその実務経験年数がそれぞれ異なっておりますので、説明にあたりましては、主な号に係る概要で説明させていただきたいと思っておりますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

まず、第3条につきまして、第1号の改正は、大学による資格要件と技術上の実務経験年数の緩和に関するもので、新の第2号では「機械工学科若しくは電気工学科」等を追加し、実務経験年数を定めるものでございます。新の第3号、第4号につきましては、短期大学、高等専門学校等、第5号、第6号では、高等学校等、飛びまして39ページの第8号では、大学院における同様の改正でございます。戻りまして38ページ最下段につきましては、新の第7号では、実務経験のみの者の年数などの改正のほか、39ページ第11号では「建設業法施行令の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定合格者」とその技術上の実務経験年数が新たに追加された改正でございます。第4条につきましても第3条同様に、水道技術管理者における学歴及び学科要件の追加、実務経験年数の見直しによる改正でございます。

以上で議案第69号の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第70号の説明を求めます。

家倉危機管理課長。

家倉義光危機管理課長

それでは、議案第70号 汐ノ津呂排水機場整備工事（その1）請負変更契約の締結についてをご説明させていただきます。

議案書の42ページをお願いいたします。

議案第70号 汐ノ津呂排水機場整備工事（その1）請負変更契約の締結について、次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 汐ノ津呂排水機場整備工事（その1）
- 2 契約の方法 随意契約

3 契約の金額 (変更前) 3 億2,670万円

(変更後) 3 億5,200万円

4 契約の相手方 塩谷・五味・岡本特定建設工事共同企業体

代表者

三重県北牟婁郡紀北町相賀299番地 1

株式会社 塩谷組

代表取締役 村田和隆

令和6年12月10日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

汐ノ津呂排水機場整備工事(その1)において、工事内容に変更が生じたため、工事請負変更契約を締結するにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決が必要なためでございます。

今回の変更内容につきましては、工事の進捗過程において施工方法の協議により、仮設工におけるコンクリート使用量などが増えたことや、吸水槽における汚泥運搬処理などが増えたこと、また、工事施工箇所において想定以上の水量が発生したことによる水替工の排水ポンプの口径及び設置台数を変更するものでございます。

それでは、工事内容を説明させていただきます。

議案書の43ページをお願いいたします。

資料1といたしまして、工事費、工事概要の主な工事内容、主な変更工事内容、工期についての説明となっております。

まず、上段の表の工事費につきましては、請負金額は変更前が3億2,670万円、変更後が3億5,200万円で、2,530万円の増額となります。工事価格は変更前が2億9,700万円、変更後が3億2,000万円で、2,300万円の増額となります。消費税は変更前が2,970万円、変更後が3,200万円で、230万円の増額となります。

次に、下段の表の工事概要でございますが、土木工事の主な変更工事内容につきましては、まず、吸水槽の主な変更内容につきましては、施工に伴い発生しました汚泥を適正に処理するため、48.7tの汚泥運搬処理を追加変更しております。水替工につきましては、施工箇所内の水量が多く、施工に支障を来すため、排水ポンプの口径をφ150からφ200に、設置台数を2台から6台に増設変更しております。電力設備につきましては、水替工全般におきまして、

排水ポンプを運転するための電気設備を追加しております。

呑口導流部の主な変更内容につきましては、遊水池側に施工機械の設置スペースを確保しなければならなくなり、仮設大型土のうの56袋を使用して、仮設盛土65.1m³の盛土を追加しております。

沈砂池の主な変更内容につきましては、当初設計のかご枠につきまして布設整備を行う上で、製品の耐久性を確保し恒久的な維持管理を行うため、大型かご枠（H1000×B1500）A＝62.6m²に変更しております。水替工につきましては、先ほどと同様に施工箇所の水量が多く施工に支障を来すため、排水ポンプの口径をφ150からφ200に、設置台数を1台から2台に増設変更しております。

吐水槽の主な変更内容につきましては、水替工につきまして排水ポンプの口径をφ150からφ200に変更したことにより、設置台数を3台から1台に減らしております。吐出管につきましては、吐出管への土砂等の流入を防止するため閉止フランジ（φ1200×7.5k）N＝1.0組を追加しております。

以上、土木工事内容における追加及び変更でございます。

次に、鋼製附属設備工事として、スクリーンで部材数量の変更がありました。

工期につきましては、令和7年2月20日までを予定しております。

続きまして、議案書の44ページをお願いいたします。

資料2であります、汐ノ津呂排水機場整備工事（その1）の設計概要の工事費と工事概要でございます。

設計金額による変更前と変更後の増額を表したものであり、土木工事及び鋼製附属設備工事の諸経費を含む工事価格で比較をしております。

以上で議案第70号の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

それではここで、10時45分まで暫時休憩といたします。

（午前 10時 28分）

入江康仁議長

それでは、時間が来ましたので会議を再開いたします。

入江康仁議長

次に、議案第71号の説明を求めます。

上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

それでは、議案第71号 令和6年度紀北町一般会計補正予算（第4号）の内容につきまして、説明をさせていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和6年度紀北町一般会計補正予算（第4号）

令和6年度紀北町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,568万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115億8,509万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和6年12月10日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、5ページをご覧ください。

第2表は、繰越明許費補正でございます。

追加として、農林水産業費の海岸保全施設整備事業7,461万6,000円と、土木費の急傾斜地崩壊対策事業9,656万7,000円を、令和7年度に繰越ししようとするものでございます。

6ページをご覧ください。

第3表 債務負担行為補正でありますが、急傾斜地崩壊対策事業は工区を分けて工事を実施しており、そのうち翌年度に三重県と契約予定の急傾斜地崩壊対策事業（R6）の限度額を6,627万3,000円から9,401万6,000円に変更しようとするものでございます。

7ページをご覧ください。

第4表 地方債補正でありますが、追加として、一般廃棄物処理事業、限度額1,530万円、変更として、過疎対策事業を4億3,560万円から3億9,440万円に、合併特例事業を9,510万円から1億870万円に、緊急自然災害防止対策事業を3億690万円から4億540万円に、臨時財政対策債を3,500万円から1,377万9,000円に、それぞれ限度額を変更するものでございます。

続きまして、補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書で説明させていただきますが、今回の補正の主な内容は、人件費の精査によるもの、事業の精算に伴うもの、県単事業の実施に伴う負担金の増額等でございます。

それでは、歳入予算から説明させていただきますので、10ページをご覧ください。

第2款・地方譲与税、第4項、第1目ともに森林環境譲与税1,069万6,000円の増額は、令和6年度から譲与金の配分基準が変更になったことに伴い増額するものでございます。

第10款、第1項、第1目ともに地方交付税4,611万6,000円の増額は、普通交付税の交付額の決定によるもので、主な増額の要因は、臨時財政対策債の減額に伴うものでございます。

第12款・分担金及び負担金、第2項・負担金、第2目・民生費負担金110万8,000円の増額は、ひとり暮らしの高齢者等に対する配食数の増加に伴う個人負担金の増額によるものでございます。

11ページをご覧ください。

第13款・使用料及び手数料、第1項・使用料、第5目・商工使用料135万6,000円の増額は、体験型イベント交流施設使用料の増額によるものでございます。

第14款・国庫支出金、第1項・国庫負担金、第1目・民生費負担金137万円の増額は、障害者介護・訓練等給付事業に係る障害者自立支援給付費負担金77万6,000円の増額及び前年度事業の精算により、追加交付となった子どものための教育・保育給付費負担金59万4,000円を新たに計上するものでございます。

第2項・国庫補助金、第8目・教育費補助金192万円の増額は、児童生徒スクールバス運行事業のバス購入に係る、へき地児童生徒援助費等補助金を新たに計上するものでございます。

12ページをご覧ください。

第15款・県支出金、第2項・県補助金、第2目・民生費補助金426万7,000円の増額は、地域医療介護施設整備費等助成事業に係る地域医療介護総合確保基金施設整備事業費補助金413万円と、老人ホーム管理運営事業に係るサービス提供体制確保事業補助金13万7,000円を新たに計上するものでございます。

第18款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金2,269万円の減額は、今回の補正に伴い、繰入金の一部を財政調整基金に戻し入れるものでございます。

なお、今回の補正によりまして、財政調整基金年度末現在高見込額は、13億6,438万9,000円となります。

第3目・地域づくり事業基金繰入金94万3,000円の増額は、紀北町森林公園オートキャンプ場管理運営事業に充当するものでございます。

第20款・諸収入、第5項、第6目ともに雑入1,561万6,000円の増額は、紀北広域連合負担金の前年度精算金1,536万5,000円、

13ページをご覧ください。

福祉保健関係雑入として、認知症施策推進事業に係る精算金25万1,000円でございます。

第21款及び第1項ともに町債、第3目・衛生債1,530万円の増額は、廃棄物適正処理推進事業に係る広域ごみ処理施設整備事業債を新たに計上、第4目・農林水産業債4,960万円の増額は、農地防災事業に係る県単排水施設整備事業債3,600万円と海岸保全施設整備事業に係る海岸保全施設整備事業債1,360万円の増、第6目・土木債2,130万円の増額は、急傾斜地崩壊対策事業に係る山居地区急傾斜地崩壊対策事業債の増、第10目・臨時財政対策債2,122万1,000円の減額は、発行可能額の決定によるものでございます。

次に、歳出予算を説明させていただきます。

14ページをご覧ください。

第1款、第1項、第1目ともに議会費は、80万9,000円を増額するものでありますが、人事異動や共済組合負担率の確定などによる職員人件費の精査によるものでございます。

なお、今回の職員人件費の補正による増減内容につきましては、ほかの科目におきましても、人事異動による組替えや共済組合負担率の確定などによる職員人件費の精査と、会計年度任用職員につきましては人事異動などによる精査でございますので、詳細は最後に給与費明細書で説明させていただきます。

15ページをご覧ください。

第2款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費は、115万5,000円を減額するものでありますが、特別職及び職員、会計年度任用職員の人件費の精査によるものでございます。

16ページをご覧ください。

第7目・支所及び出張所費は7万1,000円を増額するものでありますが、会計年度任用職員人件費の精査と、出張所管理事業は39万2,000円を増額するものでありますが、出張所5か所の業務を令和7年4月から郵便局に委託して本格実施するにあたり、開始前1か月間の準備に要する経費を計上するものでございます。

18ページをご覧ください。

第2項・徴税費、第1目・税務総務費は249万5,000円を減額するものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

19ページをご覧ください。

第3項及び第1目ともに戸籍住民基本台帳費は3,518万8,000円を減額するものでありますが、職員人件費の精査によるものと、戸籍電算管理事業2,993万1,000円の減額は、戸籍法改正に伴い本年度実施する予定でありました戸籍振り仮名登録作業等に要する経費が、法改正施行日が令和7年5月26日となったことから、本年度は不要となり減額するものでございます。

20ページをご覧ください。

第4項・選挙費、第1目・選挙管理委員会費は11万3,000円を減額するものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

21ページをご覧ください。

第3款・民生費、第1項・社会福祉費、第1目・社会福祉総務費は46万6,000円を増額するものでありますが、職員人件費の精査によるものと、国民健康保険事業特別会計繰出金396万円の増額は、職員人件費の精査に伴う繰出金の増額、紀北広域連合運営事業148万1,000円の減額は、介護保険事業特別会計及び障害者支援事業特別会計負担金の減額などによるものでございます。

第3目・身体障害者福祉費は155万6,000円を増額するものでありますが、障害者介護・訓練等給付事業は令和6年度制度改正等に伴い、障害者自立支援給付審査支払等システムの改修が必要となったためでございます。

第4目・国民年金事務費は207万2,000円を減額するものでありますが、職員人件費及び会

計年度任用職員人件費の精査によるものでございます。

23ページをご覧ください。

第2項・老人福祉費、第1目・老人福祉総務費は1,012万5,000円を増額するものでありますが、会計年度任用職員人件費の精査によるものと、配食サービス事業141万4,000円の増額は、配食数の増加に伴うものでございます。

地域支援事業（介護予防）44万6,000円と地域支援事業（任意事業）258万9,000円の増額は、前年度事業の精算に伴う返還金でございます。

後期高齢者医療特別会計繰出金37万1,000円の増額は、人件費の精査によるものでございます。

地域医療介護施設整備費等助成事業413万円の増額は、介護施設において看取り環境の整備を行うことに對し補助するものでございます。

認知症施策推進事業25万1,000円と地域支援事業（生活支援体制整備事業）87万3,000円の増額は、前年度事業の精算に伴う返還金でございます。

第2目・養護老人ホーム費は366万7,000円を減額するものでありますが、職員人件費及び会計年度任用職員人件費の精査によるものと、老人ホーム管理運営事業82万7,000円の増額は、当直職員の新規採用とガス乾燥機の更新によるものでございます。

25ページをご覧ください。

第3項・児童福祉費、第1目・児童福祉総務費は553万8,000円を増額するものでありますが、放課後児童クラブ対策事業499万9,000円と子ども家庭総合支援拠点運営事業3,000円の増額は、前年度事業の精算に伴う返還金でございます。

出産・子育て応援給付金事業53万6,000円の増額は、前年度及び前々年度事業の精算に伴う返還金でございます。

第2目・保育所費は592万5,000円を増額するものでありますが、児童保育事業は前年度事業の精算に伴う返還金でございます。

第3目・児童措置費は341万4,000円を増額するものでありますが、児童手当等支給事業204万5,000円と子育て世帯生活支援特別給付金事業136万9,000円の増額は、前年度事業の精算に伴う返還金でございます。

26ページをご覧ください。

第4款・衛生費、第1項・保健衛生費、第1目・保健衛生総務費は277万円を減額するものでありますが、地域保健関係・環境管理関係の職員人件費の精査によるものでございます。

27ページをご覧ください。

第2項・清掃費、第1目・清掃総務費は1,017万5,000円を増額するものでありますが、職員及び会計年度任用職員人件費の精査によるものでございます。

第2目・塵芥処理費は、廃棄物適正処理推進事業において地方債を充当することによる財源更正でございます。

28ページをご覧ください。

第3項・上水道費、第1目・上水道施設費は32万円を増額するものでありますが、職員人件費の精査に伴う繰出金の増額でございます。

29ページをご覧ください。

第5款・農林水産業費、第1項・農業費、第1目・農業委員会費は41万6,000円を増額するものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

第2目・農業総務費は42万9,000円を増額するものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

第5目・農地費は3,639万8,000円を増額するものでありますが、農地防災事業3,600万円の増額は、山本排水機場と上里排水機場の更新工事に係る県単排水施設整備事業負担金の増額に伴うもの、有害鳥獣対策事業39万8,000円の増額は、ツキノワグマの目撃情報などの対応に伴う職員人件費の補正でございます。

30ページをご覧ください。

第2項・林業費、第1目・林業総務費は878万8,000円を増額するものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

第2目・林業振興費は1,069万6,000円を増額するものでありますが、森林経営管理推進事業は、林道此ヶ野向井山線崩落土砂撤去工事や森林整備等業務委託料の増加、森林GISプログラム機器購入に伴うものでございます。

第4目・町有林造成費は352万6,000円を減額するものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

31ページをご覧ください。

第3項・水産業費、第1目・水産業総務費は19万3,000円を増額するものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

第3目・漁港管理費は1,442万円を増額するものでありますが、矢口漁港に係る海岸保全施設整備事業は、交付金事業区間において、民間の土地を借地し設けた仮設道路の護岸等の

工事に伴い、県への事業委託料を増額するものでございます。

32ページをご覧ください。

第6款及び第1項ともに商工費、第1目・商工総務費は918万2,000円を増額するものですが、職員及び会計年度任用職員人件費の精査によるものでございます。

第3目・観光費は183万2,000円を増額するものでありますが、森林公園オートキャンプ場管理運営事業94万3,000円の増額は、リバーサイト側に設置の浄化槽の修理に伴うものでございます。

33ページをご覧ください。

体験型イベント交流施設管理運営事業88万9,000円の増額は、けいちゅう利用者数の増加に伴い、利用者対応手数料を増額するものでございます。

34ページをご覧ください。

第7款・土木費、第1項・土木管理費、第1目・土木総務費は214万3,000円を増額するものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

35ページをご覧ください。

第2項・道路橋りょう費、第1目・道路橋りょう総務費は3万5,000円を増額するものですが、職員人件費の精査によるものでございます。

第2目・道路橋りょう維持費は47万1,000円を減額するものでありますが、会計年度任用職員人件費の精査によるものでございます。

36ページをご覧ください。

第3項・河川費、第3目・砂防費は2,264万2,000円を増額するものでありますが、山居地区の急傾斜地崩壊対策事業は資材の高騰等に伴い、県への事業委託料及び負担金を増額するものでございます。

37ページをご覧ください。

第5項・都市計画費、第1目・都市計画総務費は1万4,000円を増額するものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

38ページをご覧ください。

第8款、第1項ともに消防費、第1日常備消防費は1,796万円を増額するものでありますが、三重紀北消防組合負担金は職員人件費の精査等によるものでございます。

第2目・非常備消防費は34万6,000円を増額するものでありますが、消防団員活動事業は、消防団員退職報償金の支払い実績に応じ補正するものでございます。

第4目・水防費は467万5,000円を増額するものでありますが、河川海岸水防対策事業は、汐見排水機場内の非常用発電機用バッテリー及び充電器の修理に伴うものでございます。

39ページをご覧ください。

第9款・教育費、第1項・教育総務費、第2目・事務局費は532万7,000円を増額するものでありますが、特別職及び職員人件費の精査によるものと児童生徒スクールバス運行事業477万9,000円の増額は、矢口小学校の閉校及び相賀小学校への統合に伴い、遠距離通学者を対象とするスクールバスが必要となったため、バス購入費を計上するものでございます。

第3目・教育振興費は148万7,000円を増額するものでありますが、教育振興事業は矢口小学校の閉校に伴う記念誌制作事業を行う委員会へ補助をするものでございます。

40ページをご覧ください。

第2項・小学校費、第1目・学校管理費は140万円を増額するものでありますが、小学校管理運営事業20万円の増額は、矢口小学校の閉校に伴う記念式典で配布する記念品を購入するもの、ALT事業120万円の増額は、年度途中から採用となったALT1名の人件費を計上するものでございます。

41ページをご覧ください。

第3項・中学校費、第1目・学校管理費は45万7,000円を減額するものでありますが、会計年度任用職員人件費の精査によるものでございます。

42ページをご覧ください。

第4項及び第1目ともに幼稚園費は139万4,000円を増額するものでありますが、職員人件費の精査によるものと幼稚園管理運営事業23万9,000円の増額は、介助員1名が介助教員に区分変更したことに伴うものでございます。

43ページをご覧ください。

第5項・社会教育費、第1目・社会教育総務費は116万円を減額するものでありますが、職員及び会計年度任用職員人件費の精査によるものでございます。

44ページをご覧ください。

第6項・保健体育費、第2目・給食施設費は645万5,000円を増額するものでありますが、職員人件費の精査によるものと、海山地区学校給食管理運営事業87万円の増額は、軽トラック購入費を計上するもの、学校給食費支援事業99万2,000円の増額は、給食費の補助対象人数が増加したことによるもの、地元食材活用支援事業24万3,000円及び物価高騰学校給食費支援事業459万3,000円の増額は、材料費が高騰したことによるものでございます。

45ページをご覧ください。

第11款及び第1項ともに公債費、第1目・元金は9万6,000円を増額するものでありますが、長期債借入金償還金の利率見直しに伴う元金償還額の増額によるものでございます。

第2目・利子は619万8,000円を減額するものでありますが、長期債借入金の利率見直し及び前年度の起債借入額の決定によるものでございます。

46ページは債務負担行為に関する調書でございます。

47ページからは地方債の現在高見込みに関する調書でございます。

48ページの合計欄をご覧ください。

前年度末現在高は113億3,865万円であり、当該年度中の起債見込額は、今回の補正分6,497万9,000円の増額により14億1,917万9,000円となり、当該年度中の元金償還見込額については、今回の9万6,000円の増額により14億1,424万8,000円となることから、当該年度末現在高見込額は113億4,358万1,000円となる見込みでございます。

49ページをご覧ください。

給与費明細書でございますが、1の特別職につきましては、長等で共済費2万9,000円を増額し、補正後の総額としましては、1億3,727万7,000円となります。

50ページをご覧ください。

2、一般職の総括表になりますが、内訳につきましては職員分から説明させていただきますので、51ページをご覧ください。

給料365万円、職員手当607万4,000円の増額、共済費320万2,000円の増額により、合計は1,292万6,000円の増額となり、補正後の総額としましては12億4,402万9,000円となります。

次に、会計年度任用職員分でございます。

52ページをご覧ください。

報酬136万2,000円、職員手当231万6,000円の減額、共済費105万4,000円の減額により、合計は473万2,000円の減額となり、補正後の総額としましては6億5,115万3,000円となります。

戻りますが、50ページをご覧ください。

職員と会計年度任用職員の補正後の合計は819万4,000円を増額し、18億9,518万2,000円となります。

53ページをご覧ください。

増減額の明細であります。給料365万円の増額は、人事異動等による増額によるものでございます。

職員手当375万8,000円の増額は、人事異動等による増額及び有害鳥獣対策事業による増額でございます。

54ページ以降につきましては、給料及び職員手当の状況等について記載したものでございます。

以上で、議案第71号 令和6年度紀北町一般会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第72号及び議案第73号の説明を求めます。

世古住民課長。

世古基樹住民課長

それでは、議案第72号 令和6年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和6年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和6年度紀北町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億188万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億64万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月10日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明させていただきますので6ページをご覧ください。

第3款・県支出金、第3項・県負担金・補助金、第1目・保険給付費等交付金9,733万7,000円の増額分は保険給付費の増額に対する、三重県からの普通交付金となります。

第5款・繰入金、第1項・他会計繰入金、第1目・一般会計繰入金396万円の増額分は、人事異動による組替えや共済組合負担率等の確定に伴う、職員4名分と、会計年度任用職員

1名分の職員人件費の精査でございます。

7ページをお願いします。

第2項、第1目ともに積立基金繰入金58万5,000円の増額は、財政調整基金からの繰入金でございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

8ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費396万円の増額は、人事異動による組替えなどで、職員4名分と会計年度任用職員1名分の職員人件費の精査でございます。

9ページをご覧ください。

第2款・保険給付費、第1項・療養諸費、第1目・療養給付費5,264万3,000円の増額は医療費の見込みに伴うものでございます。

10ページをご覧ください。

第2款・保険給付費、第2項、第1目ともに高額療養費4,469万4,000円の増額は、高額療養費の見込みに伴うものでございます。

11ページをご覧ください。

第8款・諸支出金、第2項・国県支出金返納金、第2目・県支出金返納金58万5,000円の増額につきましては、国、県からの補助金であります前年度交付金の精算に伴う返還金でございます。

以上で、議案第72号 令和6年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第73号 令和6年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和6年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和6年度紀北町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37万1,000円を追加し、歳入歳出予算の

総額を歳入歳出それぞれ6億8,947万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月10日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、歳入歳出いずれも、人事異動による組替えなどに伴う職員1名分の職員人件費の精査でございます。

以上で、議案第73号 令和6年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第74号の説明を求めます。

東老人ホーム赤羽寮長。

東雅人老人ホーム赤羽寮長

それでは、議案第74号 令和6年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

予算書の1ページをお願いします。

令和6年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

令和6年度紀北町の介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ537万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月10日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、説明させていただきます。

それでは、歳入の6ページをお願いいたします。

第1款・サービス収入、第1項・介護給付費収入、第1目・居宅介護サービス費収入は、

310万円を増額し、1,010万円とするものでございます。ショートステイ事業の利用実績及び今後見込みによる増額でございます。

第2款・県支出金、第1項・県補助金、第1目・介護サービス事業補助金は、介護テクノロジー導入支援事業補助金227万1,000円の増でございます。

内容といたしましては、介護報酬請求システムの更新によるものに関する補助金でございます。

続きまして、歳出予算をご説明いたします。

7ページをお願いします。

第1款・総務費、第1項・施設管理費、第1目・一般管理費は、499万7,000円を増額して1億8,362万5,000円とするものであります。人事異動などによる給料、職員手当等の精査によるもので、職員人件費46万円の増額と会計年度任用職員の150万9,000円の増額によるもののほか、介護報酬請求システムの更新、それから衣類乾燥機の購入の経費などで302万8,000円の増額などによるものでございます。

続きまして、9ページをお願いします。

第2款・サービス事業費、第1項・居宅サービス事業費、第1目・居宅介護サービス事業費は37万4,000円の増額で、350万9,000円とするものでございます。これにつきましては、ショートステイ事業に係る経費で使用料35万2,000円と備品購入費2万2,000円の増額によるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第75号の説明を求めます。

宮原水道課長。

宮原優水道課長

それでは、議案第75号 令和6年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明させていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。

令和6年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度紀北町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによ

る。

(収益的收入及び支出)

第2条 令和6年度紀北町水道事業会計予算（以下「予算」という。）

第3条に定めた収益的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございますが、第1款・水道事業収益の既決予定額3億7,907万1,000円から、補正予定額24万円を増額し、計を3億7,931万1,000円に、第2項・営業外収益の既決予定額6,634万5,000円から、補正予定額24万円を増額し、計を6,685万5,000円に補正するものでございます。

訂正いたします。6,658万5,000円に補正するものでございます。

次に、支出でございますが、第1款・水道事業費用の既決予定額3億6,777万5,000円から、補正予定額86万円を増額し、計を3億6,863万5,000円に、第1項・営業費用の既決予定額3億4,914万円から、補正予定額86万円を増額し、計を3億5,000万円に補正するものでございます。

続きまして、(資本的收入及び支出)でございますが、第3条 予算第4条本文括弧書きを(資本的收入額が資本的支出額に対して不足する額1億689万円は、当年度分消費税資本的収支調整額1,316万円、当年度分損益勘定留保資金9,373万円で補てんするものとする)に改め、資本的收入および支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございますが、第1款・資本的收入の既決予定額1億8,962万2,000円から、補正予定額8万円を増額し、計を1億8,970万2,000円に、第2項・補助金の既決予定額3,642万2,000円から、補正予定額8万円を増額し、計を3,650万2,000円に補正するものでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

支出でございますが、第1款・資本的支出の既決予定額2億9,642万4,000円に、補正予定額16万8,000円を増額し、計を2億9,659万2,000円に、第1項・建設改良費の既決予定額1億9,247万5,000円に、補正予定額16万8,000円を増額し、計を1億9,264万3,000円に補正するものでございます。

続きまして、(議会の議決を経なければ流用することができない経費)でございますが、第4条 予算第8条中(1)職員給与費「6,235万円」を「5,956万8,000円」に改める。

続きまして、(他会計からの補助金)でございますが、第5条 予算第9条に定めた他会計からの補助金を、次のとおり補正する。

一般会計からの補助金の既決予定額4,059万円から、補正予定額32万円を増額し、計を4,091万円に補正するものでございます。

令和6年12月10日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、内容につきましては、実施計画説明書に基づき、収益的収入からご説明させていただきます。

21ページをお願いします。

第1款・水道事業収益、第2項・営業外収益、第2目・補助金は24万円を増額し、650万8,000円とするものでございます。

内容といたしましては、児童手当に係る一般会計からの補助金24万円の増額によるものでございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。

収益的支出につきましては、第1款・水道事業費用、第1項・営業費用、第1目・原水及び浄水費は418万円を増額し、7,233万9,000円とするものでございます。

内容としましては、馬瀬浄水場施設の非常用発電装置の故障に伴う修繕費242万円の増額と、海野加圧ポンプ場自家発電機の故障に伴う修繕料176万円の増額、計418万円でございます。

第3目・総係費は、332万円を減額し、8,552万5,000円とするものでございます。

内容としましては、人事異動及び共済組合負担率の確定などによる職員人件費332万円の減額によるものでございます。

続きまして、23ページをお願いいたします。

資本的収入でございますが、第1款・資本的収入、第2項、第1目ともに補助金は、8万円を増額し、3,650万2,000円とするものでございます。

内容といたしましては、児童手当に係る一般会計からの補助金8万円の増額によるものでございます。

次に、資本的支出でございますが、第1款・資本的支出、第1項・建設改良費、第1目・上水道改良費は16万8,000円を増額し、9,588万2,000円とするものでございます。

内容としましては、児童手当及び共済組合負担率の確定などによる職員人件費16万8,000円の増額によるものでございます。

以上で、議案第75号 令和6年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わら

せていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

以上で、提案理由及び内容説明を終わります。

これから各議案に対する質疑に入りますが、質疑の回数は、会議規則第55条の規定により、議長が宣告した議題について、3回以内となっております。

なお、委員会での審査は十分できますので、申合せ事項にありますとおり、自分が所属する委員会に付託される案件についての質疑は委員会で行っていただきますよう、議事運営にご配慮をお願い申し上げます。

それでは、これから各議案に対する質疑を行います。

日程第5

入江康仁議長

まず、日程第5 議案第62号 紀北町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第6

入江康仁議長

次に、日程第6 議案第63号 紀北町総合支所条例の一部を改正する条例を議題といたし

ます。

質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第 7

入江康仁議長

次に、日程第 7 議案第64号 紀北町公告式条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第 8

入江康仁議長

次に、日程第 8 議案第65号 紀北町印鑑条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑される方ありませんか。

11番 近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

議案第65号ですね、今までコンビニとかそういうところで、マイナンバーカードを使って

印鑑証明をとることができたんですけれども、今回は、本庁と海山総合支所にその機械、端末機を設置するということなんですけれども、高齢化率の高いこの地方で、両方、今までどおりもできるし、マイナンバーカードを使ってする、書かない窓口を目指すという方針の下だと聞いておりますが、どれぐらいの利用率を想定して、マイナンバーカードの取得率は紀北町県下で2番目なんですね、高齢化率の高い紀北町でどういう利用率を目指して今回の決定をされたのかお伺いします。

入江康仁議長

上村企画課長。

上村毅企画課長

はい、お答えをいたします。

利用率の設定に関しては、申し訳ありませんが、していない状況とはなっておりますが、今、コンビニ交付につきましては、かなり利用者の数が伸びている状態となっておりますので、使っていただく方により使いやすい窓口改革をということで、書かない窓口の制度を導入いたしております。

以上となります。

入江康仁議長

近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

デジタルで便利になる、デジタル化を今、進めているこの当町なんですけど、一方で高齢化率が高くて、「私、アナログ派」という団塊の世代の私も、後期高齢者の年齢になりましたので、周辺にはそういう方もたくさんおられます。率は決めてないということなんですけど、それを利用していい面と、そして、特に高齢者の方は「一日中誰とも話さなかったけれども、役場へ行って親切に対応してもらってうれしいわ」というような話も耳にします。そういうことをして、これからの窓口対応、書かない窓口も必要ですし、そしてまた、きめ細かい住民サービスも必要なんですけれども、そこら辺の対応をどのようにこれから進めていく上で今回の条例なのか、議論されたのかどうかお伺いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

デジタル化については、今までもお話しさせていただきました。

デジタル化、誰一人取り残さないということなんですが、デジタルを使える方はデジタルを使っていただければ、その時間が高齢者の方に還元できるというか、しっかりと対応できると思うんですね。そういうことも踏まえまして、デジタル化というのを今後、まだ始まったばかりなのでこれからなんですけれど、高齢者の方は既存の今までのやつで、より丁寧な説明ができる時間ができてくると思いますので、これらをアナログとデジタルとうまくバランスを取りながら進めていくということが大事だと思っておりますので、高齢者等の方に迷惑がかからないような窓口体制は続けていきたいと、そのように思います。

入江康仁議長

近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

国の方針の先端を走っているところで、いいところも悪いところも取り入れていただきたいと思いますが、県下でこのように今回、印鑑証明の端末機を設置した自治体はどれぐらいなのか、そしてこの事業に対する補助率を最後にお伺いします。

入江康仁議長

上村企画課長。

上村毅企画課長

今回の国のフロントヤード改革推進事業におきましては、全国で12の市町が採択を受けてございます。その中で、県内では紀北町と明和町の2町が採択を受けておりますが、それぞれの市町におきましてそれぞれの制度を利用した内容を、事業内容を進めておりますので、このコンビニ交付に近いシステムを導入するのは近隣では紀北町のみというふうに伺っております。

以上でございます。

11番 近澤チヅル議員

補助率。

入江康仁議長

上村企画課長。

上村毅企画課長

国の補助率に関しましては、10分の10の補助をいただく形で進めております。

以上です。

入江康仁議長

ほかに質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第 9

入江康仁議長

次に、日程第 9 議案第66号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

4 番 大西瑞香議員。

4 番 大西瑞香議員

資産割の廃止についてなんですけれど、令和11年まで段階的に廃止をしていくという認識でいるんですが、その認識は合っているのか確認をしたいのと、どのような世帯が増加となるのか、税金の増加となるのかということについて質問をさせていただきたいんですが、様々、4 方式から 3 方式になるに当たっては、均等割は被保険者 1 人について増えてくるわけなんですけれども、資産割が廃止されるわけなんですけれども、増加となる世帯といいですか、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

入江康仁議長

世古住民課長。

世古基樹住民課長

大西議員の質疑にお答えします。

賦課方式の変更なんですけれども、3 方式には令和11年度に向けて段階的に行うのではなく、令和 7 年度に資産割を廃止するような形で行います。あと、こういった家庭に影響があるのかということですが、基本的には現在資産割が課されている世帯の方は減る可能性が高いと。それで、資産割が課されていない世帯については増える可能性が高くなるような形

になります。

以上です。

入江康仁議長

大西瑞香議員。

4 番 大西瑞香議員

令和7年度ということで、認識不足でしたので、今確認をさせていただきました。

やっぱり丁寧な情報が必要だと思うんですけど、情報発信についてどのようにされるのか、その点をお聞きします。

入江康仁議長

世古住民課長。

世古基樹住民課長

この賦課方式が変わるということで、被保険者の方々には広報での周知はもちろんのこと、それぞれに通知を行い詳細な説明を行っていきたいと思っております。

以上です。

入江康仁議長

大西瑞香議員。

4 番 大西瑞香議員

世帯の構成とかでもかなり違ってくると思うんですけども、また、40歳になると介保も給付金分も増えますし、本当に年々違ってくると思うんですけども、増える世帯、なかなか想像できないと思うんですけども、税金の関係で町にとってどういう変化があるのか、その点お答えできるようでしたら、お答えをお願いします。まあ、ちょっと難しいかも分かりませんが。

入江康仁議長

世古住民課長。

世古基樹住民課長

町にとって税金でどう変わるってことはないんですが、保険料の総額に対しては基本的には令和6年度の総額と同じぐらいの総額になるようにはなります。

税金に関しては、影響は出ないと思っております。

入江康仁議長

ほかに質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第10

入江康仁議長

次に、日程第10 議案第67号 紀北町普通河川管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第11

入江康仁議長

次に、日程第11 議案第68号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

11番 近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

68号をお伺いします。先ほどの条例改正で、刑法の改正に伴い紀北町においては字句の訂正だけで内容は変わらないという説明がございました。でも、刑法の改正は禁錮刑、対照表に

よりますと、懲役を廃止し拘禁刑を新しくつくるということで、来年の6月1日から変わるというのが国の方針で、実際に紀北町では行われなくても、こういうことに払拭される方はどう変わるのか、簡単ではございますが、日本語の名詞が変わっただけではないと思うんですね、そここのところの説明をお願いしたいと思います。

入江康仁議長

水谷総務課長。

水谷法夫総務課長

禁錮刑と懲役の違いを。

11番 近澤チヅル議員

禁錮と懲役と拘禁刑の違いを。

水谷法夫総務課長

それでは、お答えをさせていただきます。

懲役と禁錮の違いなんです、概念といたしまして、刑務作業の義務があるのが懲役で、任意となっているのが禁錮刑というこれまでの刑罰となっておりまして、拘禁刑につきましては、刑務作業につきましては受刑者ごとに決定をされまして、さらに受刑者の特性に応じた更生プログラムのほうで受刑者の方の更生を図るというような法律の趣旨になってございます。

以上でございます。

入江康仁議長

ほかに質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第12

入江康仁議長

次に、日程第12 議案第69号 紀北町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道

技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第13

入江康仁議長

次に、日程第13 議案第70号 汐ノ津呂排水機場整備工事（その1）請負変更契約の締結についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第14

入江康仁議長

次に、日程第14 議案第71号 令和6年度紀北町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

なお、質疑は、歳入及び歳出を一括で行います。

質疑される方は、必ずページ数を述べてから質疑するようお願いをいたします。

それでは、質疑される方ありませんか。

11番 近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

歳入のところで1点と歳出で何点かお伺いいたします。

歳入のところで、10ページですね、先ほどの説明でしたら、配分、森林環境譲与税ですね、当町のように人口が少なくて森林の面積が多いところは不利と思えるような譲与税だったんですけれども、先ほどの説明では配分基準が変更されたということですが、具体的にどう変更されてこのように1,000万円という金額が増額されたのかお伺いします。

入江康仁議長

高芝農林水産課長。

高芝健司農林水産課長

お答えをいたします。

令和5年度と令和6年度を比べますと、年間の譲与額というのがまず、500億円から641億円に増額を予定しております。

また、自治体への配分基準なんですけれども、林業就業者数の割合と、それから私有林の人工林面積、そして、人口割合から算出されておりますけれども、これの変更が私有林の人工林面積が50%から55%に、5%引き上げられております。また、人口割合が30%から25%に引き下げられておりまして、森林面積の比重を高めることで、山間部での森林整備などを加速化させる配分基準に見直しをされておりまして、本町におきましては1,069万6,000円の増額ということとなっております。

以上です。

入江康仁議長

近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

歳入はこのように変更されたということで、よく分かりました。それに伴う歳出のところで、何点かお伺いいたします。

まずは、29ページですね、農地の防災事業なんですけれども、山本、上里排水機の県単の事業という説明でしたが、この時期に補正を組まれたので、詳しい説明をお願いしたいのと、先ほどの歳入の30ページですね、1,069万6,000円を使って森林経営管理推進事業が行われるわけですが、この内容ですね、委託事業が主な修繕費と委託、具体的にお伺いします。

そして、もう1点、31ページの海岸保全施設整備事業費1,442万円の詳しい説明をお願い

いたします。

入江康仁議長

高芝農林水産課長。

高芝健司農林水産課長

それでは、ご質問にお答えいたします。

まず、排水機場の分でありますけれども、2つあります。

山本の排水機場につきましては、当初、令和5年度から6年度で繰越しをしております事業で、除じん機の再塗装、塗装のやり替え等を予定しておりましたけれども、除じん機を見ますとかなり腐食が進んでおりまして、古い塗装とか汚れを取り除くと除じん機に影響が、さらに損傷してしまうと判断しましたので、今回、除じん機の部分修繕につきまして不具合を解消するために除じん機の修繕費用を上げております。

この事業につきましては、事業費の15%を町の負担としておりまして、山本の事業費としては9,000万円で、15%であります1,350万円を町の負担としております。

また、もう1つ、上里排水機場なんですけれども、上里排水機場につきましては主ポンプの整備とか吐出弁の整備、また逆流防止弁の更新など考えておりますけれども、この事業というのが緊急自然災害防止対策事業債というものを活用しておるんですけれども、現在、令和7年度が最終年度ということで2か年の計画で現在進めておりますので、工場等の機器の製造等に非常に時間を要しますし、また2か年ということもありまして1年早く事業を計画したものでございます。

事業費につきましては、上里では総事業費1億5,000万円に対しまして2,250万円の町の負担となっております。

続きまして、森林環境譲与税を活用しました充当先の事業内容なんですけれども、森林整備等の業務委託料を予算要求させていただいております。

今回の増額の内容ですけれども、個人さんの山を町が1回間伐する、悪い木を、不良木を間伐する事業費となっております、32名分で、35.93haを予定しております。場所につきましては、小山浦地内の私有林としております。

最後に、矢口漁港に係る海岸保全施設整備事業ですけれども、交付金事業区間において民間の土地を借地しまして設けております仮設道路の護岸等の工事に伴いまして、県への事業委託料を増額するものでございます。

内容につきましては、仮設道路298.9mのうち140m区間で工事を予定するもので、まず個

人さんのところに高潮等で土地が流出しないように、袋詰めの玉石を139袋を置かせていただきます。また、護岸にはモルタルを充填を予定しております。また、陸閘からの取り付け道路につきましては80cm角のサイコロ状のブロックを護岸工として設置をいたします。また、進入路工については、軽車両とか車両が通行できるように42.6mの整備を行います。また、梁コンクリートなど10cm厚さのコンクリートの設置等も見込んでおります。

以上です。

入江康仁議長

近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

緊急自然災害防止対策事業債は来年度で費用がなくなるということで、いち早くそれらを実行したことを評価できるのではないかなと思いました。

森林譲与税の民間の小山浦の32人の方の山の修繕料を事業委託されるという予算になっていると思いますが、事業委託料666万5,000円ですけれども、森林組合なのか、また一方的に頼むのではなくどのような方法で委託料の委託先を決める予定なのかお伺いします。

そして、あとまたこれも矢口浦の海岸保全事業なんですけれども、詳しく説明いただきましたが、これも個人の道路を使用した、それに対する細かい事業の計画を、今、説明されたので、個人の方と何回か交渉、お話をされてこの計画になったのだと思いますけれども、何回ぐらい話しされてこのように提案することができたのかお伺いいたします。最後になります。

入江康仁議長

高芝農林水産課長。

高芝健司農林水産課長

まず、森林整備の業務委託につきましては、森林組合を含めました残り2社、合計3社から見積りを徴収いたしまして、最も安い事業者と契約をする予定でおります。

また、矢口の地権者との用地交渉なんですけれども、今年に入りまして、1月とかそれから3月、4月だったと思うんですけれども、最後9月にもお会いをしまして、皆さんの意見を聞きました。また、説明会に来られなかった方につきましては、個別でお話をさせていただきまして、どのような形でお返しをするか決定をさせていただきました。

以上です。

入江康仁議長

ほかに質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第15

入江康仁議長

次に、日程第15 議案第72号 令和6年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第16

入江康仁議長

次に、日程第16 議案第73号 令和6年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第17

入江康仁議長

次に、日程第17 議案第74号 令和6年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第18

入江康仁議長

次に、日程第18 議案第75号 令和6年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

これで、本定例会に上程されました案件についての質疑は、全て終了いたしました。

日程第19

入江康仁議長

次に、日程第19 請願案件を議題といたします。

お手元に配付の請願文書表のとおり、請願2件をここに受理することとし、別紙請願文書表を朗読させ、説明に代えさせていただきます。

上野議会事務局長。

上野隆志議会事務局長

それでは、請願文書表を朗読させていただきます。

令和6年12月紀北町議会定例会請願文書表

令和6年12月10日

請願第1号 令和6年11月5日受理

道路舗装についての請願

地目公衆用道路42㎡、所有者東建開発株式会社の土地を舗装して頂きたいをお願いします。

請願者 三重県北牟婁郡紀北町東長島1035-12、武岡正宣氏他2人

紹介議員 東篤布議員

所管は総務産業常任委員会です。

次に、請願第2号 令和6年11月15日受理

町道認定についての請願

雑種地2筆を同地区使用対象7軒が長年生活道路として使用している為、町道として無償にて提供していただきますので今回町道として認定し公衆用道路として登記することを要望します。

請願者 三重県北牟婁郡紀北町東長島1036-3、柳田伊和男氏他6人

紹介議員 東篤布議員

所管は総務産業常任委員会です。

以上です。

入江康仁議長

以上で、請願案件の説明を終わります。

なお、受理した請願については、文書表のとおり、所管の常任委員会に付託することとなりますので、ご報告申し上げます。

入江康仁議長

ここで委員会付託表配付のため、この場で暫時休憩いたします。

(午後 0時 02分)

入江康仁議長

配付漏れはありませんね。

ないようですので、それでは、会議を再開いたします。

(午後 0時 04分)

委員会付託

入江康仁議長

お諮りいたします。

本日議題となっております案件については、会議規則第39条第1項の規定により、別紙委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、各議案については別紙委員会付託表のとおり、各担当委員会に付託することに決定いたしました。

なお、付託案件の審査については、12月11日水曜日は総務産業常任委員会、12月12日木曜日は教育民生常任委員会で、いずれも午前9時30分からの開催となります。

なお、委員会の運営に当たっては、各常任委員長において取り計らいくださりますようお願い申し上げます。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

入江康仁議長

それでは、本日はこれで散会いたします。

どうも皆様ご苦勞さまでございました。

(午後 0時 05分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 7年 3月 14日

紀北町議会議長 入江康仁

紀北町議会議員 近澤チヅル

紀北町議会議員 家崎仁行